



下水道使用料等を改定しました

令和7年4月1日より、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業および地域し尿処理施設の下水道使用料等を改定しました。

令和7年5月検針分(6月請求分)から改定後の下水道使用料が適用となります。

下水道使用料は、5月検針時に発行する『上下水道使用量のお知らせ【愛西市水道事業：八開・佐織地区】』並びに『使用水量のお知らせ【海部南部水道企業団：佐屋・立田地区】』に新使用料体系で記載しますのでご確認ください。

なお、八開地区および佐織地区地域し尿処理施設は、令和7年6月請求分から水道料金と併せて請求させていただきます。

注)今回、公共下水道事業の下水道使用料は改定ありません。

下水道使用料等改定の概要

- 1.基本使用料を統一し、基本水量制を廃止します。
- 2.温泉等使用料加算を統一します。
- 3.維持管理分担金を廃止します。



■下水道使用料等単価新旧対照表

(消費税及び地方消費税を含む)

1使用月当たり		【旧】改定前					【新】改定後		
地区名		佐屋 (農業集落) (コミ・プラ)	立田 (農業集落)	八開 (農業集落)	佐織(地域し尿)			全地区	
					東八幡	西八幡	諸桑		
基本使用料 (単位)		1,320円	1,650円	2,723円	3,500円	4,700円	4,300円	1,320円	
		円/10m ³		1世帯当たり	1世帯当たり		1世帯(2人)		
10m ³ 超		132円	143円						
↑ 1m ³ につき 従量使用料	0m ³ 超~10m ³ まで	/		世帯員1人 当たり 680円 (一般用)	なし			満15歳 以上で 1人500円、 2人以上 1,000円 まで	33円
	10m ³ 超~50m ³ まで								165円
	50m ³ 超~100m ³ まで								198円
	100m ³ 超~500m ³ まで								231円
	500m ³ 超								264円
温泉等使用料加算		1人まで 330円・ 2人目から 1人当たり 220円	1使用月 につき 使用水量に 1人当たり 3m ³ を加算	なし	なし			(1) (2)	
維持管理分担金		1,320円	1,650円	2,723円	なし			なし	

(1)水道水以外の水のみを使用した場合は、1使用月につき1人当たり6m³として下水道使用料を算出します。

(2)水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、1使用月につき使用水量に1人当たり3m³を加算して下水道使用料を算出します。